

## 副市長・総務担当部長会議出席者負担金の運用検討について

## 1 提案理由

長野県市長会会議規則第7条第1項第2号により定める出席者負担金について、総会は一人当たり6,000円、副市長・総務担当部長会議は一人あたり5,000円を、それぞれの範囲内で徴収することができるとしています。

こうした中、市長会からの助成はあるものの、出席者負担金額が5,000円と少額である副市長・総務担当部長会議では、近年の急激な物価高騰等に伴う食事に係る経費増大により、開催市の運営が厳しくなりつつあるほか、通例で午後のみの会議において昼食の提供が必要かといった観点もあることから、今後の安定的な開催に向けて各市の意見を伺い、経費縮小又は負担金増額といった見直し方法を検討させていただきます。

また、出席者負担金を引上げる場合には、各市の予算編成への影響のほか、長野県市長会会議規則の改正を要することから、遅くとも11月開催予定の市長会定例会までの結論を要するものと考えます。

なお、市長会総会については、役員会や各種会議等と併せて、終日の会議が通例であるために、市長会から大きく助成していることもあり、現状で運営経費に大きな支障は出ていないことから、今回の見直しは考えていません。

## 長野県市長会会議規則（抜粋）

## （出席負担金）

第7条 会議の開催にあたり、出席者の負担とすべき費用について、会議の種類に応じ、次に定める範囲内で、当番市が定める金額を出席者から徴収することができる。

（1）総会 一人あたり6,000円

（2）副市長・総務担当部長会議 一人あたり5,000円

2 総会については、当番市が定める宿泊負担金を徴収することができる。

## 2 副市長・総務担当部長会議の見直し案

基本的な考え方としては、午前又は午後の半日のみの会議の場合には、会議の運営に支障のない限り、昼食の準備は行わず、各自にて済ませてから参集いただくこととしてはいかがかと考えます。

よって、次のとおり、第1案「経費の削減・適正化」及び第2案「出席者負担金の引上げ」を記載しますが、今回は、第1案のみの対応として、第2案の対応は行わずに負担金を据え置いてはどうかと考えます。

### (1) 第1案 「経費の削減・適正化」の場合

現 行 通例的に、正午から受付、昼食を提供、午後1時から会議開始

↓

変更案 昼食を開催市の近隣で個々に済ませて参集とし、午後1時からの受付、午後1時以降の会議開始

(基本的に、半日の会議では昼食の準備はしないこととする。)

### (2) 第2案 副市長・総務担当部長会議「出席者負担金の引上げ」の場合

現 行 一人あたり 5,000 円

↓

変更案 一人あたり 6,000 円 (第1号の総会と同額に引上げ)

※この第2案については、今回は行わなくて良いと考える。